

令和2年2月20日

第96回 神戸市個人情報保護審議会

処理システムへの情報項目の追加について
(報告)

第96回神戸市個人情報保護審議会資料

処理システムへの情報項目の追加について（報告）

【神戸市個人情報保護条例第11条第1項、類型事項（条例第11号第1項）別紙2-4（答申640号）に基づく報告事項】

	システム名	概要	追加する情報項目	実施機関
1	国民年金システム	法令に基づき市民税課税状況を適切に把握するため、税システムから連携され国民年金システムで管理している市民税課税有無の同質項目として課税地の市町村コードを追加する。(利用目的が同質の情報項目の追加)	課税市町村コード	保健福祉局 高齢福祉部 国保年金医療課

保高国第3732号
令和2年1月8日

処理システムへの情報項目の追加について（報告）

神戸市個人情報保護審議会 様

所管課名 保健福祉局高齢福祉部国保年金医療課

現在使用している処理システムに情報項目を追加するに当たり、神戸市個人情報保護条例第11条第1項及び類型事項 個人情報を電子計算機処理することについて（条例第11号第1項）別紙2-4（答申640号）に基づき別紙のとおりに報告いたします。

【別紙】

システム名	国民年金システム
個人情報保護審議会 諮問日（直近のもの）	平成27年10月6日（第70回）
今回追加する項目の 利用開始年月	令和2年2月～
今回追加する項目の 追加理由	<p> <input type="checkbox"/> ① 法令又は制度の改廃に伴う追加 <input type="radio"/> ② 利用目的が同質の情報項目の追加 <input type="checkbox"/> ③ 本人の同意があり収集している情報項目の追加 </p> <p>【具体的な内容】</p> <p>法令に基づき市民税課税状況を適切に把握するため、税システムから連携され国民年金システムで管理している市民税課税有無の同質項目として課税地の市町村コードを追加する。</p>
今回追加する情報項目	課税市町村コード

年 発 1 2 2 8 第 3 号
平 成 3 0 年 1 2 月 2 8 日

地方厚生（支）局長 殿

厚生労働省年金局長
（ 公 印 省 略 ）

「年金生活者支援給付金の支給に関する法律施行令」及び「年金生活者支援給付金の支給に関する法律の一部の施行期日を定める政令」の公布について

年金生活者支援給付金の支給に関する法律施行令（平成30年政令第364号。以下「施行令」という。）及び年金生活者支援給付金の支給に関する法律の一部の施行期日を定める政令（平成30年政令第363号）が本日公布されたので通知する。

政令の主な内容は下記のとおりであるので、その内容につき御了知いただくとともに、貴管内各市町村への周知方よろしく取り計らわれたい。

記

第1 施行令の内容

- 1 年金生活者支援給付金の支給に関する法律（平成24年法律102号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する政令で定める額は、77万9,300円とすること。（第1条関係）
- 2 法第2条第1項及び第10条第1項に規定する政令で定める要件は、法第2条第1項に規定する老齢基礎年金受給権者（以下「老齢基礎年金受給権者」という。）及び当該老齢基礎年金受給権者と同一の世帯に属する者が、その年（1月から7月までの月分の老齢年金生活者支援給付金及び1月から7月までの月分の補足的老齢年金生活者支援給付金については、前年）の4月1日の属する年度分の地方税法（昭和25年法律第226号）第5条第2項第1号に掲げる市町村民税が課されていない者であることとすること。（第2条関係）
- 3 法第2条第1項に規定する所得は、市町村民税についての地方税法その他の市町村民税に関する法令の規定による非課税所得以外の所得とすること。（第3条関係）
- 4 法第2条第1項に規定する所得の額は、その所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の市町村民税に係る地方税法に規定する合計所得金額から所得税法（昭和40年法律第33号）第35条第2項第1号に掲げる金額を控除して得た額（その額が零を下回る場合には、零とする。）とすること。（第4条関係）
- 5 未支払の年金生活者支援給付金を受けることができる者の順位は、死亡した者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）、子、

父母、孫、祖父母、兄弟姉妹及びこれらの者以外の3親等内の親族の順序とすること。

(第5条関係)

- 6 法第10条第1項に規定する政令で定める額(以下「補足的所得基準額」という。)は、87万9,300円とすること。(第6条関係)
- 7(1) 法第11条に規定する政令で定める額は、老齢基礎年金受給権者を法第5条第1項に規定する受給資格者とみなして法第3条の規定を適用するとしたならば同条第1号に規定する額として算定されることとなる額に調整支給率を乗じて得た額(当該乗じて得た額に50銭未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数が生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。)とすること。(第7条第1項関係)
 - (2) (1)の調整支給率は、①の額を②の額で除して得た率(その率に小数点以下3位未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た率)とすること。(第7条第2項関係)
 - ① 補足的所得基準額から老齢基礎年金受給権者の法第2条第1項に規定する前年所得額を控除して得た額
 - ② 補足的所得基準額から施行令第1条に定める額を控除して得た額
- 8 法第15条第1項及び第20条第1項に規定する政令で定める額は、法第15条第1項に規定する扶養親族等(以下「扶養親族等」という。)がないときは、462万1,000円とし、扶養親族等があるときは、462万1,000円に当該扶養親族等1人につき38万円(当該扶養親族等が所得税法に規定する同一生計配偶者(70歳以上の者に限る。以下同じ。)又は老人扶養親族であるときは、当該同一生計配偶者又は老人扶養親族1人につき48万円とし、当該扶養親族等が特定扶養親族等(同法に規定する特定扶養親族又は控除対象扶養親族(19歳未満の者に限る。)をいう。以下同じ。)であるときは、当該特定扶養親族等1人につき63万円とする。)を加算した額とすること。(第8条関係)
- 9 法第15条第1項及び第20条第1項に規定する所得は、地方税法に掲げる道府県民税についての同法その他の道府県民税に関する法令の規定による非課税所得以外の所得とすること。(第9条関係)
- 10 法第15条第1項及び第20条第1項に規定する所得の額は、その所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の道府県民税に係る地方税法に規定する総所得金額、退職所得金額、山林所得金額、土地等に係る事業所得等の金額、長期譲渡所得の金額、短期譲渡所得の金額及び先物取引に係る雑所得等の金額、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)に規定する特例適用利子等の額及び特例適用配当等の額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号)に規定する条約適用利子等の額並びに条約適用配当等の額の合計額とし、次の①～③に該当する者については、それぞれ①～③に掲げる額を控除するものとする。(第10条関係)
 - ① 当該年度分の道府県民税につき、地方税法第34条第1項第1号から第4号まで又は第10号の2に規定する控除を受けた者については、当該雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額又は配偶者特別控除額に相当する額
 - ② 当該年度分の道府県民税につき、地方税法第34条第1項第6号に規定する控除を受けた者については当該控除の対象となった障害者(国民年金法第30条の4の規定によ

る障害基礎年金（当該障害基礎年金の全額につき支給を停止されているものを除く。）の受給権者を除く。）1人につき27万円（当該障害者が同号に規定する特別障害者である場合には、40万円）、同項第8号に規定する控除を受けた者については当該控除を受けた者につき27万円（当該控除を受けた者が地方税法第34条第3項に規定する寡婦である場合には、35万円）、地方税法第34条第1項第9号に規定する控除を受けた者については当該控除を受けた者につき27万円

③ 当該年度分の道府県民税につき、地方税法附則第6条第1項に規定する免除を受けた者については、当該免除に係る所得の額

11(1) 各年の7月分の老齢年金生活者支援給付金の支給要件に該当している者であって、法第5条の規定による認定を受けているものが、当該各年の8月分の補足的老齢年金生活者支援給付金の支給要件に該当するときは、法第12条の規定にかかわらず、当該各年の7月31日において同条の規定による認定の請求があったものとみなすこととする。 (第11条第1項関係)

(2) 各年の7月分の補足的老齢年金生活者支援給付金の支給要件に該当している者であって、法第12条の規定による認定を受けているものが、当該各年の8月分の老齢年金生活者支援給付金の支給要件に該当するときは、法第5条の規定にかかわらず、当該各年の7月31日において同条の規定による認定の請求があったものとみなすこととする。 (第11条第2項関係)

12(1) 老齢基礎年金を受ける権利の裁定の請求をした者から法第5条第1項の規定による認定の請求があったとき（当該老齢基礎年金の受給権を有するに至った日（国民年金法附則第9条の2第1項若しくは第9条の2の2第1項又は国民年金法等の一部を改正する法律（平成6年法律第95号）附則第27条第1項の請求を行った者については65歳に到達した日とし、国民年金法第28条第1項（国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号。以下「昭和60年国民年金等改正法」という。）附則第18条第5項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による申出を行った者については当該申出を行った日（国民年金法第28条第2項各号（昭和60年国民年金等改正法附則第18条第5項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に掲げる者については当該各号に定める日）とする。以下同じ。）から起算して3月以内に当該認定の請求があったときに限る。）は、当該老齢基礎年金の受給権を有するに至った日に当該認定の請求があったものとみなすこととすること。 (第12条第1項関係)

(2) (1)は、法第12条第1項の規定による認定の請求について準用することとすること。 (第12条第2項関係)

(3) 障害基礎年金を受ける権利の裁定の請求をした者から法第17条第1項の規定による認定の請求があったとき（当該障害基礎年金の受給権を有するに至った日から起算して3月以内に当該認定の請求があったときに限る。）は、当該障害基礎年金の受給権を有するに至った日に当該認定の請求があったものとみなすこととすること。 (第12条第3項関係)

(4) (3)は、遺族基礎年金を受ける権利の裁定の請求をした者からの法第22条第1項の規定による認定の請求について準用することとすること。 (第12条第4項関係)

13 法第25条第1項の規定により国民年金法に基づく処分とみなされた厚生労働大臣のし

た年金生活者支援給付金の支給に関する処分について、社会保険審査官及び社会保険審査会法（昭和28年法律第206号）の規定を適用する場合の社会保険審査官及び社会保険審査会法施行令（昭和28年政令第190号）の読替えを定めること。（第13条関係）

14 法第37条に規定する年金たる給付であって政令で定めるものは、所得税法第35条第3項に規定する公的年金等とすること。（第14条関係）

15(1) 法第38条の規定により、次の①～⑦の事務は、市町村長（特別区の区長を含む。）が行うこととすること。（第15条第1項関係）

① 法第5条及び第12条の規定による認定の請求（国民年金法に規定する第1号被保険者（以下「第1号被保険者」という。）としての被保険者期間のみを有する者に支給する老齢基礎年金（昭和60年国民年金等改正法附則第15条第1項又は第2項の規定により支給するものを除く。）の受給権者に係るものに限る。）の受理及び当該請求に係る事実についての審査に関する事務

② 法第17条の規定による認定の請求（次に掲げる障害基礎年金の受給権者に係るものに限る。）の受理及び当該請求に係る事実についての審査に関する事務

イ 第1号被保険者であった間に国民年金法第30条第1項に規定する初診日がある同項に規定する傷病又は同項第2号に規定する者であった間に初診日がある傷病（当該初診日が昭和61年4月1日以後にあるものに限る。）による障害に係る障害基礎年金（同法第31条第1項の規定によるものを除く。）

ロ 国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和61年政令第54号。以下「昭和61年経過措置政令」という。）第29条第3項又は第31条の規定の適用を受けることにより支給される障害基礎年金（同法第31条第1項の規定によるものを除く。）

ハ 国民年金法第30条の4の規定による障害基礎年金

ニ 国民年金法第31条第1項の規定による障害基礎年金（特定障害年金の受給権者に係るものを除く。）

③ 法第19条において準用する法第9条第1項の規定による請求（②のイ～ニに掲げる障害基礎年金又は国民年金法に規定する第3号被保険者（以下「第3号被保険者」という。）であった間に初診日がある傷病による障害に係る障害基礎年金（同法第31条第1項の規定によるものを除く。）の受給権者に係るものに限る。）の受理及び当該請求に係る事実についての審査に関する事務

④ 法第22条の規定による認定の請求（遺族基礎年金（第1号被保険者の死亡によるものであって、かつ、当該遺族基礎年金と同一の支給事由に基づく遺族厚生年金又は平成24年一元化法改正前共済年金（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成24年法律第63号。以下「平成24年一元化法」という。）附則第37条第1項に規定する改正前国共済法による年金である給付、平成24年一元化法附則第61条第1項に規定する改正前地共済法による年金である給付及び平成24年一元化法附則第79条に規定する改正前私学共済法による年金である給付をいう。以下同じ。）のうち遺族共済年金若しくは平成24年一元化法附則第41条第1項若しくは第65条第1項の規定による遺族共済年金の受給権を有することとなる者に係るものを除く。）の受給権者に係るものに限る。）の受理及び当該請求に

係る事実についての審査に関する事務

- ⑤ 法第24条において準用する法第9条第1項の規定による請求（遺族基礎年金（当該遺族基礎年金と同一の支給事由に基づく遺族厚生年金又は平成24年一元化法改正前共済年金のうち遺族共済年金若しくは平成24年一元化法附則第41条第1項若しくは第65条第1項の規定による遺族共済年金の受給権を有することとなる者に係るものを除く。）の受給権者に係るものに限る。）の受理及び当該請求に係る事実についての審査に関する事務
 - ⑥ 法第35条の規定による届出又は書類その他の物件の提出（②のイ～ニに掲げる障害基礎年金若しくは第3号被保険者であった間に初診日がある傷病による障害に係る障害基礎年金（同法第31条第1項の規定によるものを除く。）の受給権者又は④の遺族基礎年金の受給権者に係るもの限り、⑦の届出等を除く。）の受理及び当該届出又は書類その他の物件の提出に係る事実についての審査に関する事務
 - ⑦ 法第35条第1項の規定による届出又は書類その他の物件の提出であって、同項に規定する年金生活者支援給付金受給者又は年金生活者支援給付金受給者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者の収入の状況に係るもの（以下「届出等」という。）の受理及び当該届出等に係る事実についての審査に関する事務
- (2) (1)の②のニの「特定障害年金」とは、②のニに掲げる障害基礎年金と同一の支給事由に基づく次に掲げる年金たる給付とすること。（第15条第2項関係）
- ① 障害厚生年金又は平成24年一元化法改正前共済年金のうち障害共済年金若しくは平成24年一元化法附則第41条第1項若しくは第65条第1項の規定による障害共済年金
 - ② 昭和61年経過措置政令第43条に規定する障害年金
- 16 施行令第15条第1項により市町村長が行うこととされている事務は、法第5条、第12条、第17条若しくは第22条の規定による認定を受けようとする者又は当該認定を受けて年金生活者支援給付金の支給を受けている者若しくは受けていた者の住所地の市町村長が行うものとする。こと。（第16条関係）
- 17 施行令第15条第1項により市町村が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和22年法律第67号）に規定する第一号法定受託事務とすること。（第17条関係）
- 18 厚生労働大臣は、毎年4月1日（以下「基準日」という。）における法第36条第1項に規定する年金生活者支援給付金受給資格者に関し、法第37条の規定による求めを行うときは、厚生労働省令で定める期日までに、当該年金生活者支援給付金受給資格者が基準日において住所を有する市町村に対し、当該年金生活者支援給付金受給資格者の氏名及び住所、当該求めに係る処分の対象となる年金生活者支援給付金の種類その他厚生労働省令で定める事項を通知してするものとし、当該通知は、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）に規定する厚生労働大臣が指定する法人（以下「指定法人」という。）及び国民健康保険団体連合会（以下「連合会」という。）の順に經由して行われるよう指定法人に伝達することにより、これらを経由して行うものとする。こと。（第18条関係）
- 19 市町村は、施行令第18条第1項による通知を受けたときは、厚生労働大臣に対し、次の①又は②の区分に応じ、それぞれに定める事項について情報の提供を行うものとし、当該情報の提供は、連合会及び指定法人の順に經由して行われるよう連合会に伝達する

ことにより、これらを経由して、厚生労働省令で定める期日までに行うものとする。

(第19条関係)

① 老齢年金生活者支援給付金又は補足的老齢年金生活者支援給付金の支給に関し求めがあった場合 次に掲げる事項

イ 年金生活者支援給付金受給資格者の基準日の属する年の前年中の法第2条第1項に規定する公的年金等の収入金額と同年の所得との合計額

ロ 年金生活者支援給付金受給資格者及び基準日において年金生活者支援給付金受給資格者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者につき、基準日の属する年度分の市町村民税が課されていない者であるか否かの別

② 障害年金生活者支援給付金又は遺族年金生活者支援給付金の支給に関し求めがあった場合 次に掲げる事項

イ 年金生活者支援給付金受給資格者の基準日の属する年の前年の法第15条第1項又は第20条第1項に規定する所得の額

ロ 年金生活者支援給付金受給資格者の扶養親族等の有無及び数（当該扶養親族等が所得税法に規定する同一生計配偶者若しくは老人扶養親族又は特定扶養親族等であるときは、それぞれそれらの者の数）

20 法第47条第1項に規定する政令で定める場合は、次の①～④とすること。（第20条関係）

① 法第31条第2項において準用する国民年金法第96条第2項の規定による督促を受けた者（以下「納付義務者」という。）が法第31条第1項の規定による徴収金の納付を年金事務所において行うことを希望する旨の申出があった場合

② 法第47条第1項の収納を行う日本年金機構（以下「機構」という。）の職員（以下「収納職員」という。）であって併せて法第42条第1項の徴収職員として任命されたもの（以下「収納・徴収職員」という。）が、徴収金を徴収するため、納付義務者を訪問した際に、当該納付義務者が当該収納・徴収職員による徴収金の収納を希望した場合

③ 収納・徴収職員が、徴収金を徴収するため法第41条第1項第6号に掲げる国税滞納処分の例による処分により金銭を取得した場合

④ ①～③に掲げる場合のほか、徴収金、年金生活者支援給付金の過誤払による返還金その他の厚生労働省令で定めるもの（以下「徴収金等」という。）の収納職員による収納が納付義務者の利便に資する場合その他の徴収金等の収納職員による収納が適切かつ効果的な場合として厚生労働省令で定める場合

21(1) 厚生労働大臣は、法第47条第1項の規定により機構に徴収金等の収納を行わせることとしたときは、その旨を公示しなければならないこととすること。（第21条第1項関係）

(2) 機構は、(1)の公示があったときは、遅滞なく、徴収金等の収納を行う年金事務所の名称及び所在地その他の徴収金等の収納に関し必要な事項として厚生労働省令で定めるものを公表しなければならないこととすること。これを変更したときも、同様とすること。（第21条第2項関係）

22 法第47条第2項の規定により国民年金法第109条の11第2項から第6項までの規定を

準用する場合の読替えを定めること。(第22条関係)

- 23 機構において国の毎会計年度所属の徴収金等を収納するのは、翌年度の4月30日限りとする。こと。(第23条関係)
- 24(1) 機構は、徴収金等につき、法第47条第1項の規定による収納を行ったときは、当該徴収金等の納付をした者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、領収証書を交付しなければならないこととする。こと。この場合において、機構は、厚生労働省令で定めるところにより、遅滞なく、当該収納を行った旨を会計法(昭和22年法律第35号)に規定する歳入徴収官に報告しなければならないこととする。こと。(第24条第1項関係)
- (2) 厚生労働大臣は、(1)の厚生労働省令を定めるときは、あらかじめ、財務大臣に協議しなければならないこととする。こと。(第24条第2項関係)
- 25 機構は、収納職員による徴収金等の収納及び当該収納をした徴収金等の日本銀行への送付に関する帳簿を備え、当該徴収金等の収納及び送付に関する事項を記録しなければならないこととする。こと。(第25条関係)
- 26 施行令第20条から第25条までに定めるもののほか、法第47条の規定により機構が行う収納について必要な事項は、厚生労働省令で定めるとし、当該厚生労働省令を定めるときは、あらかじめ、財務大臣に協議しなければならないこととする。こと。(第26条関係)
- 27 法附則第10条に規定する政令で定める場合は、次の①～⑩とすること。(第27条関係)
- ① 国民年金法附則第7条の3第2項の規定による届出が行われた場合
 - ② 国民年金法附則第9条の4の7第1項の規定による申出が行われた場合(同条第2項の規定による承認があった場合であって、同条第6項に規定する特定全額免除期間とみなされた期間を有することとなったときに限る。)
 - ③ 国民年金法附則第9条の4の9第1項の規定による申出が行われた場合(同条第2項の規定による承認があった場合であって、同条第3項の規定による特例保険料の納付が行われたときに限る。)
 - ④ 国民年金法附則第9条の4の11第1項の規定による申出が行われた場合(同条第2項の規定による承認があった場合であって、同条第3項の規定による保険料の追納が行われたときに限る。)
 - ⑤ 国民年金法等の一部を改正する法律(平成16年法律第104号)附則第21条第1項の規定による届出が行われた場合
 - ⑥ 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行令(平成8年政令第18号)第7条の規定により同令第2条に規定する旧保険料納付済期間又は新保険料納付済期間とみなされた期間を有することとなった場合
 - ⑦ 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行令第19条第1項に規定する基準永住帰国日から起算して1年が経過した場合又は同条第2項の規定による請求が行われた場合
 - ⑧ 北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律施行令(平成14年政令第407号)第5条第1項の規定により同項に規定する旧保険料納付済期間又は新保険

料納付済期間とみなされた期間を有することとなった場合

- ⑨ 北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律施行令第17条第1項に規定する免除対象居住日から起算して1年が経過した場合又は同条第2項の規定による請求が行われた場合
 - ⑩ 死刑再審無罪者に対し国民年金の給付等を行うための国民年金の保険料の納付の特例等に関する法律施行令（平成25年政令第280号）第2条第3項の規定により同令第1条第1号に規定する旧保険料納付済期間又は同条第2号に規定する新保険料納付済期間とみなされた期間を有することとなった場合
- 28 法附則第11条に規定する老齢を支給事由とする年金たる給付であって政令で定めるものは次の①～③とし、同条の規定により適用するものとされた法の規定を適用する場合の読替えを定めること。（第28条及び第29条関係）
- ① 昭和60年国民年金等改正法第1条の規定による改正前の国民年金法（以下「旧国民年金法」という。）による老齢年金（旧国民年金法附則第9条の3第1項の規定に該当することにより支給される老齢年金及び老齢福祉年金を除く。）及び通算老齢年金
 - ② 昭和60年国民年金等改正法第3条の規定による改正前の厚生年金保険法（以下「旧厚生年金保険法」という。）による老齢年金及び通算老齢年金
 - ③ 昭和60年国民年金等改正法第5条の規定による改正前の船員保険法（昭和14年法律第73号。以下「旧船員保険法」という。）による老齢年金及び通算老齢年金
- 29 法附則第12条に規定する障害を支給事由とする年金たる給付であって政令で定めるものは次の①～③とし、同条の規定により適用するものとされた法の規定を適用する場合の読替えを定めること。（第30条及び第31条関係）
- ① 旧国民年金法による障害年金
 - ② 旧厚生年金保険法による障害年金（障害の程度が旧厚生年金保険法別表第1に定める1級又は2級に該当する者に支給されるものに限る。）
 - ③ 旧船員保険法による障害年金（職務上の事由によるものについては障害の程度が旧船員保険法別表第4の上欄に定める1級から5級までのいずれかに該当する者に支給されるもの限り、職務外の事由によるものについては障害の程度が同表の下欄に定める1級又は2級に該当する者に支給されるものに限る。）
- 30 法附則第13条に規定する退職を支給事由とする年金たる給付であって政令で定めるものは次の①～⑥とし、同条の規定により適用するものとされた法の規定を適用する場合の読替えを定めること。（第32条及び第33条関係）
- ① 国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第105号。以下「昭和60年国共済改正法」という。）第1条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法（昭和33年法律第128号。以下「旧国共済法」という。）及び昭和60年国共済改正法第2条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和33年法律第129号）による退職年金、減額退職年金及び通算退職年金
 - ② 地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第108号。以下「昭和60年地共済改正法」という。）第1条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号。以下「旧地共済法」という。）及び昭和60年地共済改正法第2条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法

(昭和37年法律第153号)による退職年金、減額退職年金及び通算退職年金

- ③ 私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第106号)第1条の規定による改正前の私立学校教職員共済組合法(昭和28年法律第245号。以下「旧私学共済法」という。)による退職年金、減額退職年金及び通算退職年金
 - ④ 厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律(平成13年法律第101号)附則第16条第6項に規定する移行農林年金(以下「移行農林年金」という。)のうち退職年金、減額退職年金及び通算退職年金
 - ⑤ 平成24年一元化法改正前共済年金のうち退職共済年金(昭和60年国民年金等改正法附則第31条第1項に規定する者に支給されるものに限る。)
- 31 法附則第14条に規定する障害を支給事由とする年金たる給付であつて政令で定めるものは次の①～④とし、同条の規定により適用するものとされた法の規定を適用する場合の読替えを定めること。(第34条及び第35条関係)
- ① 旧国共済法による障害年金(障害の程度が旧国共済法別表第3に定める1級又は2級に該当する者に支給されるものに限る。)
 - ② 旧地共済法による障害年金(障害の程度が旧地共済法別表第3に定める1級又は2級に該当する者に支給されるものに限る。)
 - ③ 旧私学共済法による障害年金(障害の程度が旧私学共済法第25条第1項において準用する旧国共済法別表第3に定める1級又は2級に該当する者に支給されるものに限る。)
 - ④ 移行農林年金のうち障害年金(障害の程度が農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律(昭和60年法律第107号)による改正前の農林漁業団体職員共済組合法(昭和33年法律第99号)別表第2に定める1級又は2級に該当する者に支給されるものに限る。)
- 32(1) 2以上の年金生活者支援給付金の支給要件に該当する者に係る法第5条、第12条、第17条及び第22条の規定による認定の請求は、これらの規定にかかわらず、いずれか1の年金生活者支援給付金についてのみ行うことができるものとする。こと。(第36条第1項関係)
- (2) 法附則第12条の規定により障害基礎年金の受給権者とみなされ、かつ、法附則第14条の規定により障害基礎年金の受給権者とみなされた者に係る障害年金生活者支援給付金の月額、障害の程度が、施行令第31条又は第35条による読替え後の法第16条各号のいずれかに掲げる障害を支給事由とする年金たる給付の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める規定において、障害等級の1級(施行令第31条の規定による読替え後の法第16条第3号に掲げる障害年金であつて職務上の事由によるものにあつては、1級又は2級)に該当する者として当該年金たる給付の額が計算されるものにあつては、給付基準額(法第4条に規定する給付基準額をいう。)の100分の125に相当する額(その額に50銭未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数が生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。)とすること。(第36条第2項関係)
- 33 この政令で定めるもののほか、この政令の実施のため必要な手続その他の事項は、厚

生労働省令で定めることとすること。(第37条関係)

34 関係政令について、所要の規定の整備を行うこと。

第2 施行令の施行期日

施行令は、法の施行の日（平成31年10月1日）から施行するものとする。

第3 年金生活者支援給付金の支給に関する法律の一部の施行期日を定める政令の内容
法附則第5条第1項に定める年金生活者支援給付金の認定の請求に関する経過措置は、
平成31年4月1日から施行するものとする。